

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 8 月 3 1 日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であり、その取消しを求めているものと解される。

請求人は、アパート転居を希望するホームレスであり、不動産屋等に照会をかけてはいるが、部屋探しは大変難航している。また、新型コロナウイルス感染予防等の理由から施設入所を拒否し、ビジネスホテルに宿泊しながら保護を受けている。請求人は、令和 3 年 7 月 1 5 日から同年 1 0 月 1 0 日までのビジネスホテルの宿泊費として、特別基準の住宅扶助（ひと月当たり 6 9, 8 0 0 円）を申請したが、処分庁はこれを認めず、令和 3 年 7 月 1 9 日から同年 9 月 2 5 日までの宿泊費に対し、ひと月当たり 5 3, 7 0 0 円を上限として計算した住宅扶助費を

支給した。

やむを得ない理由からビジネスホテル等に宿泊する場合は、本来は特別基準の住宅扶助が認定されるものである為、本件処分は不当である。

また、処分庁の言う本人の嗜好によりホテルに宿泊していたわけではなく、新型コロナ感染予防以外にも防犯やプライバシー保護の点から施設入所を拒んでおり、処分庁にも説明していた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年9月13日	諮問
令和4年11月7日	審議（第71回第3部会）
令和4年11月29日	審議（第72回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準、住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、3号で「住宅扶助」を挙げている。

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規定

に基づいて定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

法38条3項によれば、更生施設は、保護施設のうち身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とされている。

(2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 家賃に係る住宅扶助

ア 保護基準別表第3の1によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同別表第3の2によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶

助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇区を含む特別区等の1級地における1人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円とするとされている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額（単身世帯の場合。以下「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

そして、限度額通知の2によれば、局長通知第7・4・(1)・オに該当すると認められる場合の都内における住宅扶助の額（特別基準額）について、1級地・単身の場合は月額69,800円になる、などとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問7-56・答によれば、局長通知第7・4・(1)・オにいう、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」として、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場

合をいうとされている。

エ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6-55「特別基準額（1.3～1.8倍額）の適用」（答）によれば、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に1.3～1.8を乗じて得た額（特別基準額）を認定して差し支えないとしている。そして、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものとして、「①老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、②車椅子の使用の障害者等、特に通常より広い居室を必要とする場合、③地域の住宅事情から、限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合」があり、このうち、③「地域の住宅事情から、限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合」とは、地域において、世帯人員別限度額の範囲内では賃貸物件を確保することが極めて困難な場合に限られており、適用の可否を判断するのは、当該地域の実施機関とされている。

(4) 局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集による上記1・(3)・エの取扱いは、特別基準額の認定についての事務処理の方針を示したものである。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、請求人は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれであり、単身で生活していることが認められ、車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者とは認められず、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる事情も見当たらない。

また、〇〇区内には、限度額の範囲内で居住可能な物件が複数あることが認められる。

そうすると、本件申請は、課長通知問7-56・答に示された場合（上記1・(3)・ウ）のいずれにも該当せず、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」（上記1・(3)・イ）とはいえないから、本件申請について限度額の範囲内での一時扶助を行った本件処分に違法・不当な点は認められない。

(2) また、処分庁は、本件申請について限度額の範囲内において、請求人に対する住宅扶助費を支給していることが認められる。

(3) したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に則り、適正になされた処分であると認められ、また、違算等も認められないから、本件処分に、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分の違法・不当を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件処分が法令等の規定に則って適正に行われたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は令和3年7月15日から同年10月10日までの期間について、特別基準による住宅扶助を申請した旨を述べ、本件処分に対する不服を主張している。しかし、本件審査請求の対象となる本件処分は、同年8月10日から同年9月10日までを対象期間とする本件申請に対して行われたものであるから、同年7月15日から同年8月9日まで及び同年9月11日以降の期間についての請求人の主張はその前提を欠くものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一